平成２６年（フ）第２６１号
青森市松森３丁目17番55号
債務者　山口　敏和
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
青森市松森３丁目17番55号
債務者　山口　敦久
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
青森市大字原別字下海原33番地３
債務者　佐々木慶子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田35番地７、前住所青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森３番地33
債務者　山田由加里
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２７９号
青森市安方２丁目12番14―1001号
債務者　下川原スガ子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
青森県弘前市大字豊原２丁目２番地１　アルカディア豊原211号
債務者　和田　カ子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２０４４号
名古屋市南区扇田町44番地　ポエテカルハウス201号
債務者　薫田　晴教
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７号
福岡県八女市馬場380番地１　リバーフィールドＡ211号
債務者　古賀佐絵子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３２７号
和歌山県海南市多田1335番地２
債務者　黒岩　英夫
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３４号
和歌山市島橋東ノ丁２番17号
債務者　小西　　明
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５１号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1205番地20
債務者　河野　準子（旧姓平原）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３５３号
和歌山市楠見中155番地の２　西村グリーンハイツ406
債務者　天谷　好一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
岐阜県安八郡安八町東結667番地
債務者　金森　孝治
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１２５０１号
東京都狛江市猪方２丁目６―１　石黒サンハウス２号館207
債務者　鈴木　敏明
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５０２号
東京都足立区入谷８丁目16―４―506
債務者　折田久美子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５２１号
東京都国分寺市西町１丁目30―８　フラットウエスト２―201
債務者　小野沢真樹
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５２２号
千葉県柏市南増尾１丁目23―11―105
債務者　都甲　治樹
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部